

1. テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

厚生労働省が平成30年2月の「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に改定しました。ガイドラインは、使用者が適切に労務管理をおこない、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するために、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取組等を明らかにしたものです。

ガイドラインの改定に関する主なポイントは、労務管理全般に関する記載の追加(人事評価、費用負担、人材育成等)、正規雇用労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者から除外することのないよう留意が必要であること、導入に当たっての望ましい取組として書類のペーパーレス化等の実施、テレワークでの労働時間の把握について、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録による場合の対応方法や、労働者の自己申告による把握を行う場合の対応方法、労働者のワークライフバランスの実現のための時間外・休日・所定外深夜労働の取扱い、テレワークをおこなう際のメンタルヘルス対策や作業環境整備等に当たってのチェックリストの記載があります。

新型コロナウイルス感染症対策として多くの企業で新たに実施されるようになったテレワークですが、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方であり、ワークライフバランスの実現のための働き方改革の推進の観点からも、コロナ禍収束後もその導入・定着を図ることは重要でしょう。大急ぎで始めたのでテレワークの運用が不完全という会社も少なからずあるかと思えます。ガイドラインを参考にテレワークを有効に運用されてはどうでしょうか。

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン <https://www.mhlw.go.jp/content/000766329.pdf>

2. 届出書類への押印の一部廃止

昨年12月に発令された厚生労働省令により、届出書類への押印原則の見直しが行われました。36協定届などの労働基準法関連や雇用保険関係の届出書類のほか、健康保険関係でも厚労省より要請が発出され、協会けんぽ、健康保険組合など健康保険関係でも届出書類への押印が一部不要となりました。4月1日時点で不要になっている主なものを挙げると、次のようになります。

労働基準法関連: 時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定※届出書を協定書本体とする場合は、署名・押印が必要)、事業場外労働に関する協定届、専門業務型裁量労働制に関する協定届 など

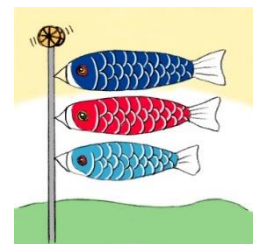
雇用保険関係: 資格取得届、資格喪失届、離職票※、雇用継続給付支給申請書、雇用継続給付申請時の賃金証明書※ など ※訂正印を要する場合あり

健康保険関係: 高額療養費支給申請書※、限度額適用認定申請書、傷病手当金支給申請書、出産手当金支給申請書、出産一時金支給申請書※ など ※市区町村長の証明による場合は市区町村長の押印は必要

厚生年金関係: 保険料口座振替納付関連以外の届出書 その他、年金に関する届出書

助成金関連: キャリアアップ助成金関連 など

また、この改正では、電子申請においても電子署名・電子証明書の添付が省略可となりました。利便性が向上したといえますが、従来、押印のタイミングで届出内容を改めて確認する場面も少なからずあったのではないのでしょうか？届出事務は簡便になりますが、届出内容のチェックの在り方について再考したいものです。



● 編集後記 ●

届出書類の押印廃止につきまして、当事務所では助成金申請は引き続き押印または確認メールの御返信にて会社承認のエビデンスとし申請を行いますので、ご承知おきくださいませ。また新規適用に関連する書類も同様です。

前号で雇用調整助成金の御案内を差し上げましたが、現在もまたコロナ感染者数が増加しており、提出条件が今後更に変更する可能性があります。現在、支給申請に該当する企業様には状況が変更いたしましたらお伝えします。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡